令和８年 10 月 19 日

大阪市水道基幹管路耐震化 PFI 事業
令和７年度モニタリング報告書

大阪市水道基幹管路耐震化 PFI 事業モニタリング実施計画に基づき市が実施した令和７年度のモニタリング結果は以下のとおりである。

第１　モニタリング結果の総評

全体として、事業契約書及び要求水準書等に基づき事業が進められていることを確認した。要求水準の未達となる事項は認められなかった。

令和７年度事業計画に対する進捗については、事業期間内に契約で定める事業量を着実に実施できるかという観点から、当年度の計画に基づく達成状況を確認した。事業量、完成路線数及び布設延長の実績は計画を下回り、その要因として、他企業体との協議、地元調整、試験掘結果を踏まえた設計内容の見直し等により、設計確定までに時間を要したことを確認した（第２にて詳述）。

これらの状況に対し、事業者においては人員体制の強化、管路構成計画、設計工程の先行着手及び施工時期の見直しなどの工程調整並びにワーキンググループ会議の実施といった事業期間全体への影響を抑制するための対応が講じられていることを確認した。

要求水準の達成状況については、業務の品質を確保し安定的に事業を継続できるかという観点から、事業契約書、要求水準書及び事業者からの提案書類等に定める事項の達成状況について評価した。必要書類は提出されており、要求水準の未達となる事項は認められなかった。

また、事業者の提案に基づく取組として、市民への工事協力を呼びかけるための PR 活動や工事現場見学会の実施、技術力確保のための地中レーダー探査の技術研究会の開催など、地域理解の促進や事業の効率化に努めていることを確認した（第４にて詳述）。

引き続き、全体の事業進捗が計画的に進められ、工事及び業務の品質が確保されるよう、モニタリングを実施していく。

第２　令和７年度の事業計画と実績及び進捗状況

１　令和７年度の事業計画と実績

令和７年度に計画していた更新工事の事業量に対する実績は以下のとおりである。

		第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期	計
完成路線数（件）	計画	4	0	3	4	11
	実績	0	0	0	1	1
完成路線延長（km）	計画	0.78	0	0.55	1.22	2.55
	実績	0	0	0	0.41	0.41
布設延長（km）	計画	0.43	1.34	1.44	1.18	4.39
	実績	0.15	0.19	0.17	0.04	0.55

２　進捗状況を踏まえた対応

令和７年度事業計画では、完成路線延長2.55km、完成路線数11路線及び布設延長4.39kmを計画していたが、実績は完成路線延長0.41km、完成路線数１路線及び布設延長0.55kmとなった。

計画に対する実績が下回った要因として、他企業体との協議、地元との調整及び試験掘結果を踏まえた設計内容の見直し等により、設計確定までに時間を要したことを確認した。設計業務については令和７年度中に19路線の完了を計画していたが実績は２路線の完了となり、施工業務については11路線の完了を計画していたが実績は１路線の完了となった。

一方で事業者は、事業開始後に蓄積された実績を踏まえ、全路線の工程を精査し、事業量及び工程の見直しを行っている。また、計画路線の進捗に影響が生じた場合に代替できるよう、令和７年度事業計画書に予定していない路線について先行して設計に着手するとともに、管路構成計画の先行着手、人員体制の強化、設計工程及び施工時期の見直し並びにワーキンググループ会議の実施等の対応を行っていることを確認した。

さらに、事業全体の進捗に支障が生じないよう、事業開始後の業務実施を通じて得られた実績を踏まえ、設計業務に必要な期間をより確保できるよう工程の再構成が行われていることを確認した。これらの取組により、事業全体への影響を低減するための工程調整が行われていることを確認した。

また、管路更新計画については、断水条件等を考慮した上で、要求水準で定める事業期間内の対象管路更新完了に向けた計画となっていることを確認した。事業者から提出された工程計画及び各種対応状況を確認した結果、事業者は事業期間内での履行に影響は生じない見込みとしており、現時点において要求水準の未達につながる事象は認められなかった。

今後も、全路線の工程表を掲載した月次業務報告書に基づき、計画・設計・施工の各業務における計画との差異及びその要因を把握し、事業者において適切な工程管理が行われているかモニタリングを実施していく。

第３　業務モニタリングの結果

管路更新の具体的な業務については、計画業務、運営業務（管路更新に係る各工程間の業務調整等の管理的業務）、設計業務、施工業務及び施工監理業務で構成される。各業務の実施状況について、要求水準に沿った個別事項のモニタリング結果は以下のとおりである。

【業務モニタリングの全体概要】

令和７年度事業計画に対する事業量、完成路線数及び布設延長の実績は計画を下回ったものの、その要因として他企業占用物との協議、地元との調整及び試験掘結果を踏まえた設計内容の見直し等により設計確定までに時間を要したことが報告されている。また、事業者においては工程の見直し、設計着手路線の確保、人員体制の強化等の対応が行われており、市としてその実施状況を確認した。各業務の実施状況についてモニタリングを実施した結果、全体として要求水準の未達となる事項は認められなかった。

１　計画業務

要求水準等に基づく主なモニタリング対象業務

・管路更新計画の策定と管理

・管路構成計画及び断通水作業計画の策定と調整

・管路更新計画の策定と管理については、他企業体との協議や地元との調整等の影響により、設計業務及び施工業務の実績が令和７年度事業計画を下回ったことを確認した。一方、事業者は工程の見直しを行うとともに、早期に設計へ着手できるよう、一部路線にて管路構成計画の作成を先行着手する等の対応を行っている。管路更新の事業量については、断水条件等を考慮し、要求水準で定める事業期間内の対象管路更新完了に向けた計画となっていることを確認した。

・管路構成計画及び断通水作業計画の検討依頼書について、遅滞なく提出されていることを確認した。

2　運営業務

要求水準等に基づく主なモニタリング対象業務

- 各業務の工程等の総合調整
- 設計業者、施工業者及び断通水業者の確保
- 設計費の確定及び工事費の積算
- 設計変更 【令和７年度は対象業務なし】
- 工事費及び断通水作業費の確定（精算）
- 履行困難時の対処 【令和７年度は対象業務なし】

・単年度事業計画書の計画工程・単年度事業計画書を基に進捗に応じて変更した計画工程・実施工程の３つの工程が記載された工程表が作成され、月次業務報告書として提出されていることを確認した。

・設計業者、施工業者、断通水業者の審査方法を定め、半期に１回報告される業者との契約状況にて選定基準を満たしていることを確認した。

・設計費の確定について、要求水準等に照らし、問題となる事項がないことを確認した。

3　設計業務

要求水準等に基づく主なモニタリング対象業務

- 業務執行体制
- 設計計画の策定
- 材料等の選定
- 工法の選定
- 埋設調整
- 附属設備の配置【令和７年度は対象業務なし】
- 給水管接合替の調整
- 設計内容の明示（図面作成・数量算定）
- 試験掘計画の作成及び試験掘り結果の反映
- 占用申請等の事務手続き

・設計体制計画書により設計業務執行に必要な体制を構築していることを確認した。

・材料等の選定、工法の選定、埋設調整、給水管接合替の調整について、要求水準等に照らし、問題となる事項がないことを確認した。

・月間工事予定調書、調整図、申請書等に係る各種図面、試験掘実施計画書、占用申請等に係る必要書類が遅滞なく提出されていることを確認した。

4　施工業務

要求水準等に基づく主なモニタリング対象業務

- 施工計画書の作成
- 業務執行体制の確保
- 各種許可申請手続き
- 試験掘
- 施工協議
- 地元調整
- 工事施工
- 施工数量の認定
- 施工管理
- 工事完成手続き

・試験掘、本施工、舗装復旧等の施工計画書が提出されており、必要事項が記載されていること、業務執行体制が確保されていることを確認した。

・道路占用許可及び道路使用許可に係る申請について、適切に手続きを行っていることを確認した。

・試験掘について、実施計画に基づき工事施工前に掘削調査が行われていること、また、試験掘により埋設管の位置が不明確であった場合は、追加の試験掘を行うなどの対応が実施されていることを確認した。

・施工協議について、施工に支障が生じた場合は、その都度、関係機関との協議が行われていることを確認した。

・地元調整について、PR ビラ等内容が確認できる書類が提出され、地元苦情においても即時対応を行うなど、丁寧な対応を行っていることを確認した。

・工事施工について、要求水準書で求める事項が実施されていることを確認した。

・施工数量の認定について、施工着手後の位置変更に伴う数量の変更など、問題なく実施されていることを確認した。

・施工管理について、要求水準書で求める事項が実施されていることを確認した。

・工事完成手続きについて、要求水準書で求める事項が実施されていることを確認した。

5　施工監理業務

要求水準等に基づく主なモニタリング対象業務

- 施工業務の品質管理
- 工事完成検査

・施工業務の品質管理について、要求水準書で求める事項が実施されていることを確認した。

・工事完成検査について、要求水準書で求める事項が実施されていることを確認した。

第４　事業運営モニタリングの結果

事業運営モニタリングは、会社運営等に関するモニタリングと財務モニタリングで構成される。事業運営の実施状況について、要求水準に沿った個別事項のモニタリング結果は以下のとおりである。

【事業運営モニタリングの全体概要】

事業運営モニタリングについては、事業実施体制、セルフモニタリング、各種報告書の提出状況、安全衛生活動、広報活動、財務状況及び事業者提案事項の実施状況等を対象としてモニタリングを実施した。

その結果、事業量、完成路線数及び布設延長の実績は計画を下回ったものの、全体工程への影響がないよう対策が講じられるなど、事業運営に必要な体制が維持されるとともに、各種業務が概ね適切に実施されていることを確認した。

また、事業者提案に基づく広報活動や技術提案についても継続的に実施されていることを確認した。

１　会社運営等に関するモニタリング

要求水準等に基づく主なモニタリング対象業務

- 事業計画書に関する事項
- 事業報告書に関する事項
- 実施体制に関する事項
- 市所管業務等への協力・協働に関する事項
- 人材育成・調査研究等による技術力の確保に関する事項
- 地域への配慮に関する事項
- 環境対策に関する事項
- 災害時における市の水道管復旧【令和７年度は対象業務なし】

・事業報告書について確認した結果、一部記載内容について確認を要する事項が認められたことから市の意見を踏まえた修正等が行われ、適切に提出されていることを確認した。

・統括責任者、各業務責任者が配置されており、必要な事業実施体制が構築されていることを確認した。

・国交省通知による鋳鉄管の更新計画の策定、池島枝管の漏水事故への対応にあたり、適宜管路更新計画を見直しており、市の業務における課題解決のために協力していることを確認した。

・研修実施計画を策定し、研修やOJTを随時実施していることを確認した。

・低騒音型の排出ガス対策型のバックホウを使用するなど、地域や環境に配慮していることを確認した。

＜事業者の提案により実施した取組＞

・第三者からの評価・助言・提案を受けるセルフモニタリング評価会議を設置し、年２回会議を開催していることを確認した。

・管路更新工事に対する理解促進のため、工事現場近隣住民を対象とした工事現場見学会の開催や、工事現場の映像を使用した広報用 PR 動画を作成し、事業者 HP に掲載されていることを確認した。

・地下埋設物把握の新技術である地中レーダー探査の一部工事での試行や、技術力確保のための技術研究会の開催を確認した。



工事現場見学会



広報用 PR 動画

２　財務モニタリング

要求水準等に基づく主なモニタリング対象業務

・財務に関する事項

・半期報告及び年次報告において、計算書類（貸借対照表、損益計算書等）、キャッシュ・フロー計算書及び重要な経営指標等を確認し、事業者の財務状況の健全性に問題がないことを確認した。

・当期純利益は 32 百万円となり、計画を上回る利益を計上している。

・流動資産が流動負債を上回っており、当面の支払い能力に問題はないことが確認できる。

・有利子負債の計上もなく、年度末時点で財務の安定性を確保していると評価できる。